

令和6年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」 業務委託に係る公募について（公告）

次のとおり、企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を募集します。

令和6年4月15日

公益社団法人 香川県観光協会 会長 三矢 昌洋

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名
令和6年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和7年2月7日（金）まで
- (3) 契約限度額
1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要
令和6年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 応募資格

業務を的確に遂行するに足る能力を有するもので、次に掲げる要件を満たす者としします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者とはしないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税及び国税に滞納のない者

3 応募方法

次により、書類を提出してください。（別紙チェックリストもご活用ください。）

- (1) 提出書類及び部数
 - ① 応募意思表明書（様式1） 1部
次の書類を添付すること。
 - ・応募概要書（様式2） 1部
 - ・応募資格に関する確認書（様式3） 1部
- ※応募意思表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- ・応募者の法人登記事項証明書（現在事項証明書） 1部

- ・香川県税（すべての税目）及び国税に滞納のない旨の証明書 各1部
 - ※1 原則として、企画提案書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）ただし、企画提案書提出期日前3ヶ月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。
 - ※2 国税に滞納のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）を提出すること。
- ・過去3年度分の決算状況が分かる書類 1部
 - ※1 応募意思表明書を提出した者全員に対し、5月1日（水）までに応募資格の確認結果通知を書面で通知します。
 - ※2 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます
 - ※3 応募意思表明書の提出は1者につき1部とします。支店、営業所等が異なる場合でも、法人が同一の場合は1者とし、同一法人から複数の応募意思表明書が提出された場合、当該法人は失格とします。）

② 企画提案書（様式任意） 7部

企画書は、次の項目ごとにまとめ、具体的に提案してください。

また、原本となる1部を除き法人名、所在地、代表者印等法人が特定できる情報は記入しないでください。

なお、追加でデータでの提出をお願いする場合があります。

ア 業務の内容に関する具体的な企画案

- ・企画書の基本コンセプト
- ・仕様書の3(1)オで明記すべきとされた次の事項等に関する内容
 - ※1 行程案・航路案におけるコンテンツの抽出理由
 - ※2 ツアー販売価格、割引原資に充てる金額及び販売の企画立案

イ 業務実施体制

ウ 作業スケジュール

エ 再委託等の有無及び予定

- ・再委託の有無を記載すること。ただし、再委託を行うことができるのは、次の区分のうち「※2」「※3」の業務とし、「※2」については、委託者の承諾を得るものとする。この場合、再委託先の事業者名及び住所、代表者氏名、再委託する業務範囲、契約金額、再委託する必要性・再委託先選定理由を記載すること。
 - ※1 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
 - ※2 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
 - ・・・再委託に際し、委託者の承諾を要する。
 - ※3 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等）
 - ・・・再委託に際し、委託者の承諾を要さない。

オ 法人の概要等

- ・法人の概要
- ・担当者の氏名及び連絡先

カ 見積（概算）及びその内訳

- ・経費見積りは、ツアー販売価格やその内訳も含めそれぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。
- ・人件費や企画費、一般管理費などは、出稿料、交通費等の実費類と必ず区分して記載すること。
- ・委託業務の対象経費、対象外経費を区分して記載すること。
- ・対象外経費は次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 対象外経費 | ① 食糧費 ② 経常的な経費（事務所経費、事務職員の給与・謝金、旅費、通信代など） ③ 間接経費（収入印紙代、振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料など） ④ 補助金の交付申請書や実績報告書などの作成・送付にかかる経費 ⑤ 用途の特定が困難な経費（電話代、光熱水費など） ⑥ 香川県から送付する交付決定通知書に記載の補助事業期間外に、発注・契約・納品・支払（前払いを含む）などを実施した経費 ⑦ 自社内部の取引で支払う経費 ⑧ その他補助事業の目的に合致しない経費 |
|-------|---|

キ その他

- ・企画書の作成にあたっては、業務の進め方など円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ・旅行商品造成、販売の企画立案に当たっては、定量的な目標値及び定性的な目標値を設定の上、その考え方を明記すること。
- ・企画書の補足資料（パンフレット等）があれば、あわせて提出してください。

(2) 提出の条件

- ① 企画提案書の提出は、1者につき1案とします。
- ② 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。
- ③ 企画提案書は、本業務の契約予定者（以下「採用者」という。）の選定作業等必要な範囲において、複製することがあります。
- ④ 企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属しますが、採用された企画提案書の使用権は、委託者に帰属することとします。
- ⑤ 採用者決定後は、採用者は委託者と十分に協議しながら当該業務内容を決定することとし、この過程において企画提案の一部を修正又は変更する場合があります。
- ⑥ 企画提案書及びその他の提出書類の作成等に関する経費は、提案者の負担とします。

(3) 提出期限及び方法

① 提出期限

ア 応募意思表明書及び添付書類（本公告3(1)①）

令和6年4月25日（木） 17:00まで

イ その他提出書類（本公告3(1)②）

令和6年5月16日（木） 17:00まで

② 提出方法

本公告9に記載している応募・照会先に、持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

受付期間は、（土日祝を除く。）平日 8:30 から 12:00、13:00 から 17:00 までとします。

4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の回答方法

質問については、公募開始日から令和6年4月25日（木）までメールにて受け付けます（様式自由）。5月1日（水）を目途に、応募資格要件に適合する者全員にメールにて回答します。

7 選定方法

本公告3(1)により提案者（本公告2の応募資格を有する者に限る。）から提出された書類を選定委員会において審査基準に基づき審査の上選定し、採用者を決定します。審査は書面により行います。なお、審査基準の下限の点数を一者も満たさない場合には、採用者無しとします。

8 審査基準

審査は次の評価項目のうち①から⑥までについて、評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員の評価点をそれぞれ配点基準により計算し、各委員の評価得点の合計を算出します。評価得点の合計が240点以上で、かつ、1位とした委員の数が最も多い1者を採用者として決定します。ただし、1位とした委員の数が同数の者が2者の場合は、選定委員による評価得点の合計が最も高い者を採用者として決定します。それでも同点であった場合は、選定委員の協議により決定するものとします。

(1) 評価項目

- ① 業務内容の理解度
 - ・本業務の目的や性格を理解した提案となっているか。
 - ・ターゲットの志向や動向について分析を行い、それに沿った提案ができているか。
- ② 宿泊施設の選定
 - ・旅行者が関心を持ち、かつ、今後商品の継続を期待できる宿泊施設を選定できている

か。

③ 行程・航路の設定

・旅行者の旅行意欲を喚起し、旅行者が満足するコンテンツや航路設定になっているか、また、移動手段は適切か。

④ ツアー運営

・ツアーを円滑に進めるために、香川県に精通したガイドやスタッフが手配されているか、また、ツアーの執行体制について具体的に示され、かつ、業務の安定かつ着実な履行が期待できるか。

⑤ ツアー後のアンケート

・今後、島クルーズ旅行商品の造成・販売を確実なものとするための実効性のある取組みが期待できるか。

⑥ 所要経費の見積額の妥当性

・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか。

(2) 評価基準

| 評価項目名 | 評価基準 |
|---------------|-----------------|
| ①業務内容の理解度 | (評価項目毎に次のとおり評価) |
| ②宿泊施設の選定 | 大変優れている=9~10点 |
| ③行程・航路の設定 | 優れている=7~8点 |
| ④ツアー運営 | 普通=5~6点 |
| ⑤ツアー後のアンケート | やや劣っている=3~4点 |
| ⑥所要経費の見積額の妥当性 | 劣っている=1~2点 |

(3) 配点基準

| 評価項目名 | 配点 |
|---------------|------------------------|
| ①業務内容の理解度 | 評価点(10点満点)×加点倍率(1)=10点 |
| ②宿泊施設の選定 | 評価点(10点満点)×加点倍率(2)=20点 |
| ③行程・航路の設定 | 評価点(10点満点)×加点倍率(3)=30点 |
| ④ツアー運営 | 評価点(10点満点)×加点倍率(2)=20点 |
| ⑤ツアー後のアンケート | 評価点(10点満点)×加点倍率(1)=10点 |
| ⑥所要経費の見積額の妥当性 | 評価点(10点満点)×加点倍率(1)=10点 |
| 小計 | 100点 |
| 計 | 100点×選定委員数(4名)=400点 |

(4) 下限の点数の設定

提案者の得点の下限の点数として240点を設定します。この点数を満たす提案者がいないときは、採用者なしとします。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会(香川県交流推進部観光振興課内) 担当者:川原

TEL:087-832-3362 FAX:087-861-4151

E-mail : kankyo-hp@21kagawa.com

10 スケジュール

| | |
|----------|--------------------------|
| 4月15日(月) | 公告開始 |
| 4月25日(木) | 公告終了、応募意思表示書受付終了・質問の受付終了 |
| 5月1日(水) | 応募資格要件の確認結果通知・質問の回答及び閲覧 |
| 5月16日(木) | 企画提案書受付締切 |
| 5月23日(木) | 企画提案書審査結果通知 |

- ※ 上記スケジュールについては現段階での予定であり、変更されることもあります。
- ※ 契約については、審査結果通知日以降、受託者との協議を踏まえて締結することとします。

提出書類チェックリスト

| | 要提出書類 | 部数 | (原本でない場合) 原本証明の必要性 | 提出期限 | チェック欄 |
|---|-------------------------------|----|-----------------------|-------|-------|
| | 応募意思表明書(様式1) | 1 | — | 4月25日 | |
| | 応募概要書(様式2) | 1 | — | 4月25日 | |
| | 応募資格に関する確認書 (様式3) | 1 | — | 4月25日 | |
| ※ | 応募者の法人登記事項証明書 (現在事項証明書) | 1 | ○ | 4月25日 | |
| ※ | 香川県税(すべての税目)に 滞納のない旨の証明書 | 1 | ○ | 4月25日 | |
| ※ | 国税に滞納のない旨の証明書 | 1 | ○ | 4月25日 | |
| | 過去3年度分の決算状況が 分かる書類 | 1 | — | 4月25日 | |
| | 企画提案書 | 7 | — | 5月16日 | |
| | 見積書 | 7 | — | 5月16日 | |
| | 【提出任意】 企画提案書の補足資料(パンフレット等) | 7 | — | 5月16日 | |

※:原則として、企画提案書提出期日前3か月以内の日付のものに限る。ただし、企画提案書提出期日前3か月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。

※:法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用)、又は新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度を受けていることが確認できる書類を提出すること。